

更生保護施設建設を地域住民が受け入れる条件の分析

小俣 謙二 古曳 牧人 川邊 讓

わが国の犯罪動向（平成30年版犯罪白書）を見ると、刑法犯検挙者数は平成16年をピークに漸減している。再犯者数も平成18年をピークに漸減しているが、再犯者率は一貫して上昇し、平成29年では48.7%と、検挙者の約半数を占めるまでになっている。このことから、再犯防止が犯罪抑止において重要な課題となっていることが理解できる。

こうした犯罪動向について、以下のデータは、再犯の背景に、出所者の就業状況や居住場所の確保の難しさがあることを示している。たとえば、平成28年犯罪白書は、再入者では、男女とも、無職の比率が高いことを示している（70.9%、86.4%）。あるいは、出所後1年以内に帰住先がない者の6割が1年以内に再犯に至っているというデータもある（法務省大臣官房秘書課政策評価企画室、2017）。また、保護観察中の再犯率は、有職者で7.6%であるのに対して無職者では40.4%とはるかに高いことを指摘する報告もある（西村、2009）。しかも、平成9年から18年までの10年間でみると、有職者の刑務所再入者数はほぼ一定しているのに対して、無職者の再入者数は増加傾向にあることも指摘している。同様の指摘は複数の研究者も行っている（木村、1994；弥永、2012）。

このような再犯の現状に対して、国も、自立更生促進センターあるいは地域生活定着支援センター等での生活拠点の提供と就労支援の提供を行っている（法務省ホームページ、2019；伊豆丸、2015）。また同様の試みが、民間施設ではあるが、更生保護施設、自立準備ホームを通じて行われている。しかし、更生保護施設を見るとその数は充分とはいえない（103施設、2,369人定員、更生

保護連盟更生保護ネットワーク、2019）。そのため、元受刑者の社会復帰の準備環境として自立更生促進センターや更生保護施設、自立準備ホームのあらたな開設が求められている（法務省ホームページ、2019）。

しかし、更生保護施設やそうした施設の開設が地域住民によって理解、支持されることは極めて難しい（例えば日本経済新聞、2012；毎日新聞、2018；西日本新聞、2018）。このような社会的必要性が認められる施設が、危険性や公害などへの危惧から、その建設を地域住民に拒否されるという問題は環境問題の領域ではしばしば取り上げられてきた。原発施設、ゴミ処理場、火葬場、精神障害者施設、さらには保育園・幼稚園などまでが、時に「迷惑施設」や「望ましくない土地利用」（Locally Undesirable Land Use; LULU）の問題として扱われ、それに対する住民の態度に関する研究が行われている。あるいは、「施設の意義は認めるが私の地域での施設の建設は拒否する」という住民意識を指すNIMBY（Not In My Back Yard）の問題（Dear, 1992; 藤井, 2003; Burningham, K., Barnett, J., & Thrush, D., 2006; 加藤, 2013など）としても論じられている。したがって、上記の記事などで示されている更生保護施設や自立更生促進センターなどへの住民の態度も、「元受刑者の更生」という総論での意義は認めるが、個別の事情を考えると問題があるという意味で（渡邊、2006）、NIMBY問題に類似した問題であるといえる。とはいえ、厳密に言えば、NIMBY研究とするためには「施設の社会的必要性・意義を認めている」住民（回答者）を対象を絞り、その中で「拒否的態度」を取る住民の特徴を分析する必要がある（Halstead, J. M., Luloff, A.

E., & Myers, S. D., 1993)。

一方、ここで論じている住民の態度には「施設の必要性・意義」の認識は含まれていない。極論をいえば、施設の必要性・意義を認めずに反対する住民も含まれる。その意味では、ここで論じている更生保護施設や薬物依存者の更生施設に対する住民の反対をNIMBYにとらえることへの疑問は残る。したがって、本研究は更生保護施設建設に対する住民の拒否的態度（その意味ではLULU的態度）の規定要因の検討を目的とするものにとらえ、NIMBYとは別問題と位置付けておきたい。

社会的必要性のある施設の建設に対する地域住民の態度を規定する要因に関する研究は、上に述べたように、社会心理学の分野では一定数なされているが(e.g., 増田, 2013; 大沼・佐藤・北梶・石山, 2015; 高浦・高木・池田, 2013)、司法の分野の研究においても、上瀬らによる、官民協働刑務所(PFI)建設に対する住民の態度を扱った一連の研究がある(上瀬、高橋、矢野, 2010; 高橋、上瀬、矢野, 2010; 上瀬, 2015; 上瀬, 2017)。それによれば、官民協働刑務所に対する住民の態度は拒否と受容が相半ばするレベルで、抵抗はあまり強くない。しかも、建設後、抵抗はかなり弱まるとも報告されている(上瀬ほか, 2010)。また、刑務所に関する知識が多いほど肯定的態度が強まることなどが報告されている(高橋ほか, 2010)。また網走市における行刑施設の受け入れをもたらし要因を歴史的に検討した横田(2012)の研究がある。それによれば、網走市民が行刑施設受け入れに至った要因として、受刑者と地域住民の交流、観光資源として施設を利用し、地域活性化と社会教育の促進に活用するといった政策の実行などが示された。特に後者の観光資源は高浦ら(2013)がNIMBY研究で地域住民が施設を受け入れる条件として挙げているベネフィット認知とも関係すると思われる。

刑務所建設に関してはアメリカ合衆国でも多くの研究が行われている。それらの研究結果によれば、刑務所に対する拒否的態度には施設との距離と刑務所収容者への訪問者に対する認知が影響す

ることが示されている(Myers, D. L., & Martin, R., 2004; Martin, R., & Myers, D. L., 2005)。また、住民の拒否的態度の裏には入所者の逃亡への恐怖などの主観的要因が影響することを複数の研究者が指摘している(Rogers, G. O., & Haines, M., 1987; Carlson, K. A., 1988)。しかし、刑罰の執行ではなく元受刑者や仮出所者、あるいは元非行少年という、既に社会的責任を果たした存在である出所者・退院者の社会復帰の促進を目的とする更生保護施設などの施設に関しては、わが国ではまだほとんど検討されていない。また、上記の先行研究では、施設に対する拒否的態度を生む要因は検討されているが、どういった条件が満たされれば住民がいわゆる「迷惑施設」の建設を受容するのかという、受容のための条件については直接検討されていない。

とはいえ、先の新聞記事などに示される我が国における更生保護施設に対する住民の態度を考えると、そういった施設を受容に関与する要因を明らかにすることは、この問題に対する対策を考えるうえで重要と思われる。

我が国での自立更生促進センターや更生保護施設に関する数少ない研究としては、渡部と小俣(2012)が元受刑者の地域への受け入れに対する住民意識の調査を行った報告がある。この調査で渡部と小俣は、地域住民における更生保護への理解は高いものの、それに対する協力を行うには至らないこと、罪種によって施設の受け入れ許容度は大きく異なることなどを明らかにした。

以上述べてきたように、元受刑者、あるいは仮出所者等に対して就業機会、帰宅拠点を提供する更生保護施設の設置は我が国の再犯防止に大きく貢献することが期待されるものの、その建設に対する地域住民の理解を得るのは難しい。したがって、地域住民が更生保護施設を受け入れる条件を明らかにすることが求められえが、そのための研究はまだ十分ではない。筆者らは更生保護施設に対する地域住民の態度に関与する要因を明らかにすることで、この問題の解決に貢献することを目的とし、市民を対象とした調査を行った。本報

告ではそのうちの、住民の施設建設受容に関与すると考えられる要因の分析結果を報告する。なお、本研究の他の結果については今年度の日本犯罪心理学会第57回大会で発表済みである(小俣、古曳、川邊, 2019)。

方法

(1) 回答者：

回答者はクロスマーケティング社に登録されている20歳から69歳までの男女、それぞれ500名ずつ、合計1,000名であった。各年代の人数は男女それぞれ100名ずつであった。平均年齢は44.8歳($sd=13.906$)であった(男性45.0歳、女性44.5歳)。

(2) 今回分析対象とした質問項目：

①更生保護施設建設に対する賛否：調査対象者の住む地域に更生保護施設が建設されるとした場合の賛否を尋ねた。回答は「賛成(=1)」、「どちらかといえば賛成」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば反対」、「反対(=5)」の5段階評価で求めた。また、更生保護施設が建設されるとした場合、入所者の犯罪の種類によって受け入れるか拒否するか、態度が変わる可能性を尋ねる質問(3段階評価：3. 罪種にかかわらず反対～1. 罪種にかかわらず受け入れる)でも尋ねた。この2項目のPearsonの相関係数を算出すると、女性で $r=.492$ ($p<.001$)、男性で $r=.433$ ($p<.001$)で有意な相関が認められた。したがって、この2項目を加算して「更生保護施設建設に対する拒否的態度」得点とした(8=もっとも強い反対)。

②更生保護施設建設の受け入れの条件：どのような条件が付けば居住地域での更生保護施設の建設を受け入れるかについて、あてはまる項目すべてを選択するように求めた。選択肢は「どういった条件があるかと反対」「更生保護施設の施設などを地域条件が利用できる」「元刑務官の職員などによる地域と施設の巡回がなされる」「国や県などからの予算処置など地域への財政的還元がなされる」「条件の有無にかかわらず受け入れる」の5項目である。

③更生保護施設の利用または参加の可能

性：更生保護施設が建設された場合、施設側が住民に対して行う施設の開放に対して、それを利用する意思があるかという施設開放の利用意思の有無と、施設側が地域で行う夏祭りなどの催し物について、それへの参加意思の有無を尋ねた。施設利用意思については、「ぜひ利用したい(=1)」、「ある程度利用したい」、「どちらともいえない」、「あまり利用したくない」、「全く利用したくない(=5)」の5項目で尋ねた。一方、施設の催し物への参加意思については、「ぜひ参加したい(=1)」、「ある程度参加したい」、「どちらともいえない」、「あまり参加したくない」、「全く参加したくない(=5)」の5項目で尋ねた。このほか、フェイスシートとして、性別、居住地(市町村)、年齢、主たる就業形態(自営業、専業農業など、会社員・公務員、パートタイム・アルバイトなど非常勤職員、専業主婦、学生などの項目からなる11項目から選択)、回答者を含む同居人数、最終学歴(6項目から選択)を尋ねた。

(3) 調査手続き：

調査はクロスマーケティング社に委託する形で行った。回答者は同社から受け取ったアンケートに対しインターネット上で回答した。

アンケートの表紙に、回答は匿名で任意であることを伝える説明を付した。また、研究者の所属する大学の研究倫理審査委員会の審査を受け、承認されており、個人情報の保護は厳正に順守することを記し、倫理面への配慮を示した。さらに、本研究が日本学術振興会による科学研究費助成事業の助成対象研究であることを記し、信頼できるものであることを明示した。

調査は平成30年9月から12月の間に行った。

結果

(1) 回答者について：

まず、男女全体で見た場合、回答者の職業では常勤正規社(職)員が35.0%で最も多く、次いでパート・アルバイトが16.9%、主婦・主夫が16.0%であった。男性のみでは、常勤正規社(職)員が48.4%で最も多く、次いで無職の17.2%、パー

更生保護施設建設を地域住民が受け入れる条件の分析

ト・アルバイトが9.6%であった。女性の場合、専業主婦が31.6%で最も多く、次いでパート・アルバイトが24.2%であった。次いで常勤正規社(職)員が21.6%であった。無職は8.0%であった。

最終学歴を見ると男女全体では4年制大学卒業が41.6%で最も多く、次いで高等学校卒が26.3%であった。短期大学・高等専門学校卒は22.7%であった。一方、男性のみで見ると、47.6%が4年制大学卒であり、高等学校卒が24.8%であった。短期大学・高等専門学校卒は14.6%であった。女性の場合、4年制大学卒が最も多く、35.6%であった。次いで短期大学・高等専門学校卒が30.8%と続き、それに高等学校卒が27.8%と続いた。

一方、同居人数は男女全体では平均2.7人($sd=1.254$)であった(男性のみでは平均2.8人、女性のみでは平均2.7人)。

(2) 居住地域での更生保護施設の建設に対する拒否的態度：

まず、回答者自身の居住地域に更生保護施設が建設されることへの態度を図1に示した。図1の縦軸は態度をスコアに変換したもので、8が最も強い拒否的態度を表している。図から明らかなように、居住地域での更生保護施設の建設に対する

賛否の態度をみると、男女ともにやや拒否的態度が強い方向に偏っているが、拒否的態度はあまり強くはない。ただしこの傾向は女性の方が男性よりも強く、その差は有意であった($t_{(993)}=2.968, p<.005$)。

(3) 更生保護施設の建設を受け入れるための条件：

ついで、本報告の主要目的である「更生保護施設建設受け入れのための条件」の結果を図2に示す。図から明らかなように、最も多くの回答者が挙げた条件は「元刑務官の職員などによる地域と施設の巡回」であり、半数前後の回答者が挙げていた。そして、施設巡回を条件として選択した回答者は男性よりも女性で顕著で($\chi^2_{(1)}=4.920, p<.05$)、女性では半数以上の回答者がこの条件を選択した。また、「どのような条件でも反対」という回答者は20%台であったが、ここでも、選択した回答者の比率は女性で高い傾向が認められた($\chi^2_{(1)}=3.035, p<.10$)。逆に、「条件の有無にかかわらず受け入れる」という回答は、男女ともに少なかったが、選択した回答者の比率は男性のほうが女性よりも有意に高かった($\chi^2_{(1)}=4.684, p<.05$)。なお、その他の「施設を利用できれば」「財政的還元があれば」という、住民に何らかのメリットあれば受け入れるという回答者の比率は

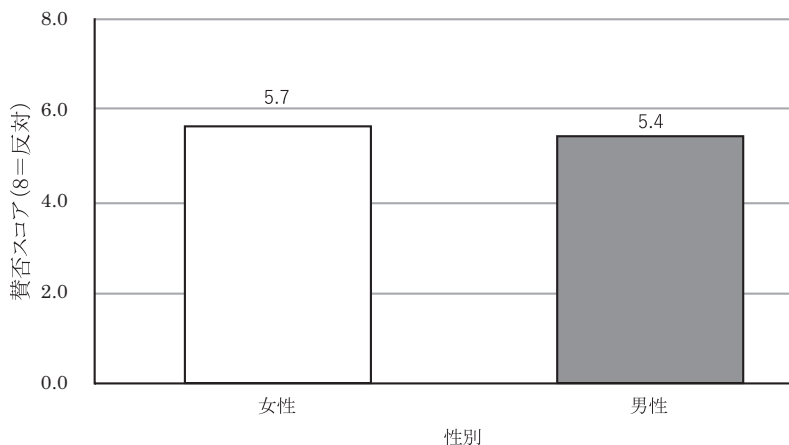


図1 更生保護施設建設への拒否的態度

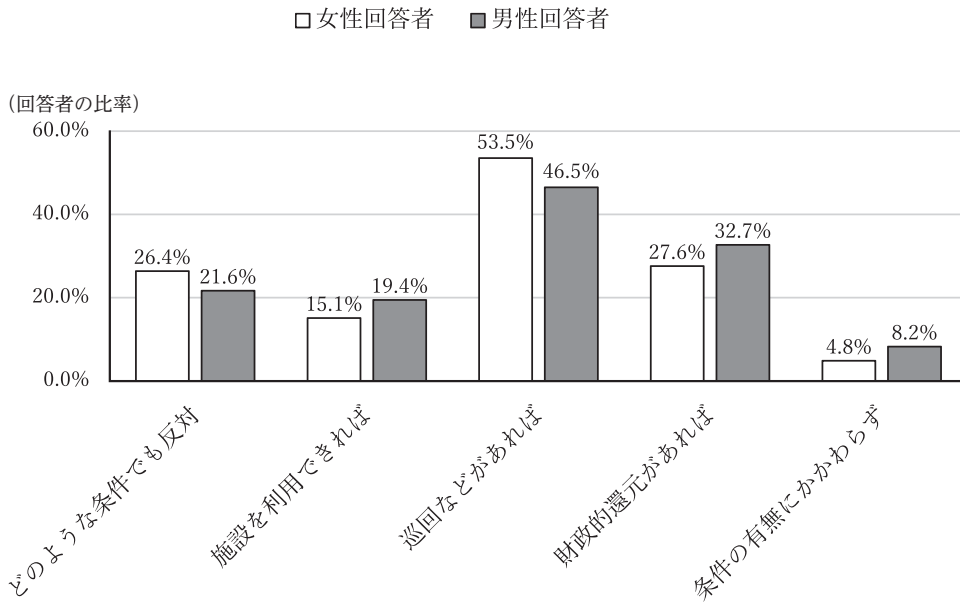


図2 施設受け入れの条件として各項目を挙げた回答者の比率

男性の方がやや高い傾向が認められた（「利用できれば」： $\chi^2_{(1)}=3.295, p < .10$ 、「財政的還元があれば」： $\chi^2_{(1)}=3.077, p < .10$ ）。このように、受け入れ条件では全体に女性のほうが厳しい条件を挙げているのに対して、男性はメリットがあれば受け入れる傾向が女性よりも強いことが分かる。

(4) 施設建設後の施設利用意思と催し物参加意思：

次に、更生保護施設が建設された場合、施設が利用できるとして利用する意思があるか否かを尋ねた結果を図3に示した。平均スコアから、男女ともに「あまり利用したくない」の方向に寄った態度であった。そして、その態度は有意に女性の方が強かった ($t_{(994)}=3.931, p<.001$)。また夏祭りなどの催し物への参加も男女とも「あまり参加したくない」という態度に寄った回答であった。そして、ここでもやはりこの傾向は女性で有意に強かった ($t_{(984)}=2.175, p<.05$)。

このように、本研究結果では、地域住民の更生保護施設への「抵抗感」の存在が明らかとなり、しかもこうした傾向は女性で強いことが示された。

討論

以上みてきたように、本研究の結果は、更生保護施設の建設に対しては男女ともに拒否傾向が認められたが、その強さは「やや拒否的」というさほど強いものではないことを明らかにした。とはいえ、こうした拒否的態度は女性で強いことも示された。こうした「強くはないが拒否」という傾向と性差は、官民協働刑務所に関して住民の態度を検討した上瀬ら（2010）の研究でも確認されている。その意味では、刑務所という刑罰を目的とする施設と刑期を終えた元受刑者の社会復帰支援の施設のいずれに対しても地域住民が拒否的態度を示すということは、「犯罪者」に対する一般市民の不安や恐怖を反映しているとも解釈できる。さらに、こうした拒否的態度が、施設利用や催し物への参加などでも「参加したくない」という形で確認されたことを考えると、その根強さがうかがえる。

こうした、矯正保護分野の施設に対する拒否的

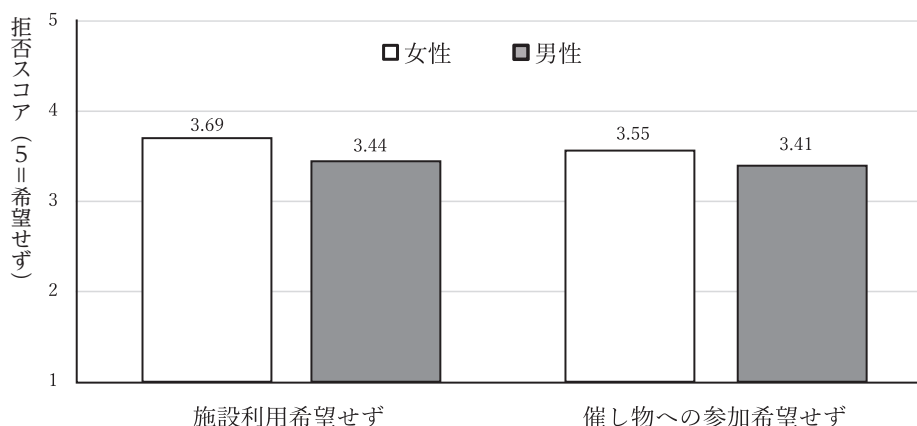


図3 施設建設後の施設の利用を希望せず、催し物への参加希望せずのスコア (5= 希望せず)

態度の背景には、受刑者、「元」受刑者に対する地域住民や一般市民の「不安」の存在が推定できる。実際、上瀬らの一連の研究(上瀬ほか, 2010; 高橋ほか, 2010)でも、(因果関係については議論の余地はあるが)抵抗感と施設へのリスク認知や不安とが相互に強く関係していることを報告している。あるいは、川崎(1978)も更生保護事業などの刑事政策に対する住民の拒否的態度の背景に「入所者の再犯可能性に対する不安」があることを指摘している。同様な知見はアメリカ合衆国の研究でも報告されている。たとえば、Rogers & Haines(1987)は不安や恐怖が拒否的態度を高めるという負の効果を指摘している。また、Carlson(1988)やRobertson & Ray(1994)も、受刑者の逃亡などに対する恐怖が拒否的態度の重要な要因であることを指摘しているし、Carlson(1991)も、安全性という主観的要素が拒否的態度にかかわっていることを指摘している。このように、多くの研究が、矯正保護施設への住民の拒否感の背景に、入所者に対する不安があることを示している。

施設や元受刑者、受刑者に対する不安やリスク認知が更生保護施設建設に対する拒否的態度と関係することは、拒否的態度が女性で強いことから推測できる。本研究の他の項目の分析(小俣

か, 2019)では、わが国の犯罪動向の悪化感や犯罪不安は女性で強かった。上瀬ら(2010)では、官民協働刑務所に対するリスク認知では性差が確認できなかったが、女性の方が受刑者に対する「偏見」は強かったという知見が得られている。また、リスク認知や犯罪不安研究では、通常、女性の方が不安やリスク認知が高いという性差が指摘されている(e.g., Warr, 1984; 島田, 2011; 小俣, 2012など)。このような性差に関する研究結果を考慮すると、更生保護施設に対する女性の強い拒否的態度の背景に、犯罪不安や施設、入所者に対する「不安」が存在することは十分に考えられる。

こうした、施設に対する地域住民の拒否的態度を弱め、住民による「受け入れ」を促進する条件として、本研究が明らかにしたのは「元刑務官などによる地域と施設の巡回」の実施である。この回答には、巡回による地域の防犯性の向上に対する期待も含まれている可能性もあるが、施設側への期待としては、「入所者の犯罪行為に対する住民の危惧に対して、十分配慮している」ことを明確に住民に伝えることへの期待があることを示すものと解釈できる。そして、その条件が重視されるのは、上記の「施設入所者に対する不安」の解消があることは明らかであろう。また、この条件が満たされていると住民が判断する際に関係する

のが、NIMBY 研究で示されてきた「行政や建設主体に対する信頼性」あるいは「手続き的公正」の確保と思われる(増田, 2013; 大沼・佐藤・北梶・石山, 2015; 高浦・高木・池田, 2013)。すなわち、行政や建設主体への信頼感が確保されることで、施設側の説明の説得力が高まり、「安全対策の実施」という説明の説得力も高まるとされる。

このほか、矯正保護施設の受け入れを促す要因としては、本研究では扱わなかったが、施設に関する情報の開示、説明があるかもしれない。高橋ほか(2010)によれば、施設に関する知識が多いほど、建設への受容的態度が強まることが示されている。また、上瀬ほか(2010)によれば、施設開設前の抵抗感は、施設開設後に大きく低下していることが示されている。この研究では、施設開設前の抵抗感は「記憶」に依存して回答する方法であるという問題はあるものの、時間的経過により抵抗感が弱まる可能性を示している。同様に、Robertson & Ray (1994) は、施設が地域から孤立せず、地域コミュニティの要素として地域社会に統合されることで住民の信頼が得られることを指摘している。これら、施設の実態を地域住民が知ること、抵抗感が解消されるという知見が示すことは、入所者の実態を知ること、建設前に抱いていた未知の問題に対する不安が解消される、すなわち、建設前の不安が杞憂に過ぎなかったことが明らかになるためと考えられる。あるいは、地域住民が施設の実態を体験するだけでなく、施設側がコミュニティに浸透するよう努めた結果かもしれない。その意味では、地域と施設の良い関係、あるいは交流の重要性を示唆しているかもしれない。この問題と関連して、本研究結果は、地域住民の施設利用希望や参加希望は強くないことが示された。もし本研究が示した住民と施設側との間に心理的な溝があるとすれば、我が国の場合、Robertson & Ray (1994) が指摘する、更生保護施設の地域・コミュニティへの統合は十分なされていない可能性がある。であるとすれば、地域住民による施設利用や催し物への参加の促進を図ることが重要であるといえるかもしれない。

以上みてきたように、更生保護施設など、元受刑者や元非行少年の生活拠点として重要な意味を持つ施設建設に対する住民の拒否的態度を緩和するためには、地域住民の抱く地域の安全に関する不安や入所者の再犯に関する不安に対して、施設・行政側が有効な組織的対策をたてること、その際、女性への配慮がとくに必要であることが示された。そして、本研究の知見と先行研究の結果から、施設の情報開示や地域との統合の重要性が改めて示された。

本研究は平成 30～32 年度科学研究費補助金(基盤研究 C、課題番号 18K03111、研究代表: 小俣謙二)の補助を受けて行われたものである。

また、本研究は駿河台大学研究倫理審査委員会の審査を受け、承認されている(平成 30 年 8 月 1 日: 承認番号 30 駿研倫第 2-3 号)

引用文献

-
- Burningham, K., Barnett, J., & Thrush, D. 2006
The limitations of the NIMBY concept for understanding public engagement with renewable energy technologies: A literature review. *School of Environment and Development*, Manchester University.
- Carlson, K. A. 1988 Understanding community opposition to prison siting: More than fear and finances. *Corrections Today* (April) , 84-90.
- Carlson, K. A. 1991 What happens and what counts: Resident Assessments of prison impacts on their communities. *Humboldt Journal of Social Relations*, 17, 211-237.
- Dear, M. 1992 Understanding and overcoming the NIMBY syndrome. *Journal of the American Planning Association*, 58, 288-300.
- Engel, M. R. 2008 When a prison comes to town: Siting, location, and perceived impact of correctional facilities in the Midwest. *Dessertation Abstracts International Section A: Humanities and*

- Social Sciences*, 68, 3083.
- 藤井聡 2003 社会的ジレンマの処方箋. 都市・交通・環境問題のための心理学. ナカニシヤ出版.
- Halstead, J. M., Luloff, A. E., & Myers, S. D. 1993 An examination of the NIMBY syndrome: Why not in my backyard? *Journal of the Community Development Society*, 24, 88-102.
- 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室 2017 再犯防止対策の概要 https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/mondai/h29/k_2/pdf/s1.pdf (2019年3月27日取得)
- 法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_index.html (2019年3月27日取得)
- 法務省法務総合研究所(編) 2016 平成28年版犯罪白書
- 法務省法務総合研究所(編) 2018 平成30年版犯罪白書
- 伊豆丸剛史 2015 地域生活定着支援センターと多機関連携 犯罪と非行, 180, 70-88.
- 加藤潤三 2013 環境問題とコミュニティ 加藤潤三・石盛真徳・岡本卓也(編) コミュニティの社会心理学 (pp.81-100) ナカニシヤ出版
- 上瀬由美子・高橋尚也・矢野恵美 2010 官民協働(PFI) 刑務所に対する近隣住民の態度とその変容—美祿社会復帰促進センター近隣住民に対する意識調査(1)— 日本社会心理学会第51回発表論文集, 434-435.
- 上瀬由美子 2015 官民協働刑務所に対する近隣住民の態度変容分析—喜連川社会復帰促進センター近隣住民に対する意識調査— 日本社会心理学会第56回発表論文集, 36.
- 上瀬由美子 2017 非誘致型の官民協働刑務所開設に伴う近隣住民の態度変容—播磨社会復帰促進センター近隣住民に対する意識調査— 日本社会心理学会第58回発表論文集, 434-435.
- 川崎卓司 1978 更生保護と地域社会 犯罪社会学研究, 3, 72-86.
- 木村隆夫 1994 窃盗常習者の意識と生活 犯罪と非行, 102-175.
- 更生保護連盟_更生保護ネットワーク 2019 <https://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html> (2019年3月27日取得)
- 毎日新聞 2018 7月27日
- 増田知也 2013 迷惑施設と住民の問題意識—奈良県葛城市焼却場問題を事例として— 自治総研通, 417, 55-71.
- Martin, R., Myers, D. L., 2005 Public response to prison siting: Perceptions of impact on crime and safety. *Criminal Justice and Behavior*, 32, 143-171.
- Myers, D. L., & Martin, R., 2004 Community member reactions to prison siting: Perceptions of prison impact on economic factors. *Criminal Justice Review*, 29, 115-144.
- 日本経済新聞 2012 8月1日(電子版) https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0100B_R00C12A8CC0000/ (2019年3月7日取得)
- 西村穰 2009 刑務所出所者等に対する就労支援について 犯罪と非行, 159, 31-47.
- 西日本新聞 2018 12月18日
- 大沼進・佐藤浩輔・北梶陽子・石山貴一 2015 NIMBYを巡る当事者性の違いによる認識の差と手続き的公正の保護価値緩和効果: 幌延深地層研究センターを題材としたシナリオ調査 日本リスク研究学会誌 25, 121-130.
- 小俣謙二 2012 犯罪の予測可能性・対処可能性評価が大学生の犯罪リスク知覚と犯罪不安に及ぼす影響 社会心理学研究, 27, 174-184.
- 小俣謙二・古曳牧人・川邊讓 2019 更生保護施設建設に対する市民の態度に影響を及ぼす要因 日本犯罪心理学会第57回大会発表.
- Robertson, C. T., & Ray, M. C. 1994 Public attitude toward prison capacity expansion in Mississippi. *American Journal of Criminal Justice*, 19, 99-115.
- Rogers, G. O., & Haines, M. 1987 Local impact of a low-security federal correctional institution. *Federal Probation*, 51, 28-34.
- 島田貴仁 2011 犯罪不安とリスク認知. 小俣謙二・島田貴仁(編著) 犯罪と市民の心理学

- 犯罪リスクに社会はどうかかわるか (pp2-22)

北大路書房

高橋尚也・上瀬由美子・矢野恵美 2010 官民協働 (PFI) 刑務所の開設に伴う近隣住民の生活に関わる意識—美祢社会復帰促進センター近隣住民に対する意識調査 (2) — 日本社会心理学会第 51 回発表論文集, 436-437.

高浦佑介・高木大資・池田謙一 2013 高レベル放射性廃棄物処分場立地の受容に関する心理的要因の検討—福島第一原子力発電事故前データの分析と考察— 環境科学会誌 26, 413-420.

Warr, M. 1984 Fear of victimization: Why are women and the elderly more afraid? *Social Science Quarterly*, 65, 681-702.

渡邊平一 2006 地域住民との関係に配慮した更生保護施設の運営について 更生保護と犯罪予防, 146, 105-110.

渡部栄・小俣謙二 2012 元受刑者の地域への受け入れに対する住民意識の調査研究. 犯罪心理学研究, 50 (特別号), 108-109.

弥永理絵 2012 刑務所出所者等の生活基盤づくりの取り組みについて～就労支援を中心に～ 犯罪と非行, 171, 92-108.

横田勉 2012 網走市における行刑施設の受容と共存. 国際広報メディア・観光学ジャーナル, 14, 43-69.